

名古屋市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等補助事業計画案 自己採点表 別紙5-3
(居住安定援助賃貸住宅用)

(1) 住宅の名称		三の丸住宅					
(2) 住戸番号		403					
(3) 自己採点表による自己採点結果が同点の場合の希望順位						1位	
評価項目		複数の住戸を申請する場合は、1住戸につき1枚を作成してください。		評価点	最高点	自己採点	
(37)	居住環境		専用部分の面積	40㎡以上	25	25	25
		25㎡以上		15			
		18㎡以上		10			
		15㎡以上		5			
居住性能	バリアフリーへの配慮※1	有	6	6	6		
	専有部分への移動の配慮として1階※2又はエレベーター着床階	該当有	6	6	6		
(28)	家賃負担	契約家賃	5.0万(円/月)以下	14	14	0	
			5.5万(円/月)以下	11			
			6.0万(円/月)以下	8			
			6.5万(円/月)以下	5			
			7.0万(円/月)以下	2			
	その他負担	敷金の額	求めない	8	8	5	
			家賃の1か月分以下	5			
			家賃の2か月分以下	2			
共益費	5千円未満	6	6	6			
	7千円未満	4					
	9千円未満	2					
(30)	交通施設	市営地下鉄駅、鉄道駅(が'ト'ウェイバス高架部分含む) ※1000m以内に駅が無い場合で、200m以内にバス停があるときは2点	200 m以内	14	14	11	
			400 m以内	11			
			600 m以内	8			
			800 m以内	5			
			1000 m以内	2			
	医療施設	医療施設 (内科・小児科・外科・整形外科・眼科・歯科等)	内科・小児科	500 m以内	7	7	7
			整形外科	1000 m以内	4		
			その他	500 m以内	4		
				1000 m以内	2		
	商業施設	食料品を購入できる店舗	食品スーパー	500 m以内	7	7	4
			コンビニエンスストア	1000 m以内	4		
				250 m以内	4		
500 m以内				2			
公共施設	区役所(支所)、小学校、生涯学習センター、図書館、コミュニティセンター等	500 m以内	2	2	2		
		1000 m以内	1				
(5)	その他	援助実施者	社会福祉士等の資格を有する者等で福祉に関する相談援助業務に一定期間従事していた者※3	有	5	5	5
				合計	100	77	

※1 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第1号から第4号のいずれか及び当該規定に係る同規則第5号に適合する場合に該当。

※2 住宅の主たる出入口が道路に面している階とする。

※3 以下の①又は②のいずれかに該当する者とする。

①社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、障害者相談支援専門員、保健師、看護師のいずれかの資格を有する者で、福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験のある者

②①の者と同等程度の知識・技術を有すると認められる者で福祉に関する相談援助業務に5年以上従事した経験のある者

◆福祉に関する相談援助業務の範囲は、指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日付社第29号)に定める福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲とする。

【選定住戸数の条件】

募集戸数を超える計画書の提出があった場合は、計画書評価点表に示す評価点により評価し、1事業者あたり5戸を上限に合計得点の高い住戸から順に選定する。

【選定に係る留意事項】

(1) 改修費補助にあっては、計画書に記載された補助予定額に関わらず、補助上限額の条件を付して選定する場合がある。

(2) 選定後に上位の住戸に申請辞退があった場合には、次点の住戸が繰り上げて選定される場合がある。

【同点時における取扱い】

(1) 快適性の評価点が高いものを上位の順位とする。

(2) (1)で同点の場合には、入居要件の合計点が高いものを上位の順位とする。

(3) (2)で同点の場合には、契約家賃の評価点の高いものを上位の順位とする。

(4) (3)で同点の場合には、利便性の評価点の合計が高いものを上位の順位とする。

(5) (4)で同点の場合には、交通施設の評価点が高いものを上位の順位とする。

(6) (5)で同点の場合には、駅までの実際の距離が近いものを上位の順位とする。

(7) (6)でなお同順位となる場合には、抽選により選定するものとする。

【1つの住戸について複数の住宅の種類に応募する場合は下記に希望順位を記載】

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅	1	位
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(子育て世帯専用住戸)		位
居住安定援助賃貸住宅	2	位

※第1位とした住宅の種類で選定されず、かつ、第2位とした住宅の種類が募集戸数に達していない場合は、第2位とした住宅の種類で選定される場合がある。その後、第2位とした住宅の種類で選定されず、かつ、第3位とした住宅の種類が募集戸数に達していない場合は、第3位とした住宅の種類で選定される場合がある。